

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則の一部改正（案）

企画部地域政策課

1. 改正の趣旨

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例は、県土の保全と秩序ある開発を図り、もって県民の福祉に寄与することを目的に制定されたものである。条例制定に当たっては各個別規制法の規定等を準用しているが、個別規制法と整合を図るため改正を行う。

2. 改正の内容

(1) 適用除外の改正

個別規制法の開発許可を要するものについては適用除外としているが、都市計画法の開発許可の対象外となるものについて、条例の対象となるよう改正する。

ア 規則第十九条第一項第二号

| | |
|-----|--|
| 改正前 | 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された都市計画区域 |
| 改正後 | 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第二十九条第一項第二号に規定する開発行為を除く。）を行う区域 |

イ 規則第十九条第一項第三号

| | |
|-----|--|
| 改正前 | 前号の都市計画区域外の区域のうち都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為を行う区域 |
| 改正後 | 前号の都市計画区域外の区域のうち都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第二十九条第二項第一号に規定する開発行為を除く。）を行う区域 |

ウ 規則第二十条第一項

| | |
|-----|--|
| 改正前 | 条例第二十九条第二項第一号の規則で定めるものは、都市計画法第四条第十二項に規定する主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を伴う開発行為以外の開発事業とする。 |
| 改正後 | 条例第二十九条第二項第一号の規則で定めるものは、都市計画法第四条第十二項に規定する主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を伴う開発行為（同法第二十九条第一項第二号に規定する開発行為を除く。）以外の開発事業とする。 |

(2) 審査（技術的）細目の改正

擁壁に関する事項については、細目により擁壁の設計条件を定めていたが、準用している個別規制法の技術基準と整合を図るため、都市計画法施行規則の技術的細目に準じて改正する。

別表第三（第十三条関係）（二）擁壁に関する事項

| | |
|-----|---|
| 改正前 | 付表二、付表三を用いることとする。 |
| 改正後 | 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百二十二条（同令第七章の八の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。 |

3. 改正規則の施行日

平成31年4月1日（予定）